

会 議 録

会 議 の 名 称	令和元年度第1回小金井市交通安全推進協議会
事 務 局	都市整備部交通対策課
開 催 日 時	令和元年8月30日（金）午後2時～午後4時
開 催 場 所	801会議室（本庁舎8階）
出 席 者	別紙のとおり
傍 聴 の 可 否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍 聴 者 数	0人
傍 聴 不 可 等 の 理 由 等	該当なし
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 会長挨拶 2 小金井警察署管内における交通情勢について 3 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和元年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）について (2) 交通安全運動期間中の広報活動等について (3) スタントマンを活用した自転車安全教室について (4) 高齢運転者による安全運転支援装置の購入・設置の補助について (5) その他
会 議 結 果	別紙のとおり
発 言 内 容 ・ 発 言 者 名	別紙のとおり
提 出 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年秋の交通安全運動推進要領（案） ・ 令和元年秋の交通安全運動市内広報文（案） ・ 委員名簿、小金井市交通安全推進協議会設置条例 ・ 高齢運転者による安全運転支援装置の購入・設置を補助します ・ あなたにもかぶってほしいヘルメット ・ 「交通安全市民のつどい」のチラシ

令和元年度第1回小金井市交通安全推進協議会会議録

1 日 時 令和元年8月30日（金）午後2時～午後4時

2 場 所 801会議室（市役所本庁舎8階）

3 内 容

1 会長挨拶

2 小金井警察署管内における交通情勢について

3 議題

(1) 令和元年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）について

(2) 交通安全運動期間中の広報活動等について

(3) スタントマンを活用した自転車安全教室

(4) 高齢運転者による安全運転支援装置の購入・設置の補助について

(5) その他

4 出席者

【委 員】（敬称略）

平山 義典（代理者）、吹春 やすたか、今枝 正一、染谷 利三、浅野 智彦、延 毅彦、塩原 真一、白鳥 靖、村林 竹治、鈴木 和明、星野 知子、土屋 和子、信山 重広（代理者）、清本 秋男、波多野 典子、村手 隆夫、上原 貴

【小金井市】

堀池 浩二（都市整備部交通対策課長）、府川 真之（都市整備部交通対策課交通対策係長）、益子 孝志（都市整備部交通対策課交通対策係主事）

【傍聴者】

なし

5 主な発言要旨等

【事務局】開会、資格審査、配布資料の確認、新委員紹介等

【会 長】挨拶

【事務局】

これをおもちまして会長と交代する。それでは土屋会長、議事の進行をお願いしたい。

【会 長】

定めに従いまして議長を務めさせていただき、よろしくお願ひしたい。

「小金井警察署管内の交通情勢について」を、警視庁小金井警察署桂川交通課長様から説明をお願いしたい。

【小金井警察署交通課長】

小金井警察署管内の交通情勢について説明

【会 長】

ただ今の説明について何かご意見・ご質問はあるか。

なければ、議題(1) 令和元年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）について、事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】

委員の皆さんにおかれては、春・秋の全国交通安全運動に先駆けて、年2回のこうした会議へのご出席をお願いしているところである。その中で、交通安全運動をどのように進めて行くかということで、小金井市の推進要領をご審議いただいている。令和元年7月3日付、中央交通安全対策会議交通対策本部にて決定された「令和元年秋の全国交通安全運動推進要綱」に基づき、東京都では、都民総ぐるみの運動として推進することとし、首都交通対策協議会安全部会幹事会にて、東京都における推進要領が決定された。本市においては、東京都の推進要領を基本として、私ども事務局で作成したものを小金井市版の推進要領として、本日もご提案させていただくものである。

昨年中の都内における交通人身事故発生状況は、前年と比較すると発生日数・負傷者数ともに減少し、死者は143人と、未だ交通事故による尊い命が失われている。交通事故死者全体の4割を占める高齢者や、3割を占める二輪車の交通事故防止に重点的に取り組むとともに、自転車安全利用の推進、飲酒運転の根絶、交通安全教育の推進や安全かつ円滑な道路環境の整備の諸施策を、より計画的かつ効果的に展開していく必要がある。

1ページをご覧いただきたい。

「広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、市民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ること」を目的としている。

また、前回同様に～世界一の交通安全都市TOKYOをめざして～をメインスローガンとして掲げており、この～世界一の交通安全都市TOKYOをめざして～というスローガンは2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、「世界一安全な都市、東京」の実現に向けて、多

くの都民が交通事故の防止について認識できるよう、都民目線で浸透しやすいスローガンとして東京都で制定している。

交通安全運動期間は9月21日から30日までとなっており、期間中の9月30日（月）は、「交通死亡事故ゼロを目指す日」ということで定められている。

主催機関としては、小金井市、本協議会、警視庁小金井警察署、警視庁小金井警察署管内交通安全協会、関係機関及び団体ということで、皆さんで力を合わせてこの運動を実施してまいりたいと考えている。

続いて、第5 運動の重点である。

- 1 子供と高齢者の安全な通行の確保
- 2 高齢運転者の交通事故防止
- 3 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止
- 4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 5 飲酒運転の根絶
- 6 二輪車の交通事故防止
- 7 自転車の安全利用の推進

この6の二輪車の交通事故防止については東京都の首都交通対策協議会安全部会で策定している。

そして、7の自転車の安全利用の推進は、小金井市の独自に取り組む項目として記述している。

2ページ以降は、先の説明、第5運動の重点における具体的な推進要領ということで、それぞれ「家庭・地域で行うこと」、「運転者としてハンドルを握る際のポイント」、「職場や学校等で行うこと」を項目ごとにあげている。

最後の7ページの「2主催機関の推進事項」については、各主催機関の推進事項を記述している。

以上、令和元年秋の小金井市交通安全運動推進要領案をご提案申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

【会 長】

ただ今の説明について何かご意見・ご質問はあるか。

・・・・・・・・異義なし・・・・・・・・

【会 長】

異義がないので、「令和元年秋の小金井市交通安全運動推進要領」は、

原案どおり決定する。カッコ書きの（案）を消していただくようお願いする。

続いて議題(2) 交通安全運動期間中の広報活動等について、事務局から説明をお願いする。

【事務局】

運動期間中の広報活動について説明する。次の4つの方法により実施したいと考えている。

1 車両による広報活動

通勤・通学の時間帯にあたる午前8時から9時頃までの約1時間及び午後適宜実施予定としている。平日、市職員が交代で行う。場所は、武蔵小金井駅、東小金井駅及び新小金井駅の駅前広場を重点的に広報する。

なお、広報テープの録音は、毎回市内の中学生にご協力をいただいておりますが、これは東京都からも高く評価をされているところだが、今回は小金井緑中学校の生徒にご協力をいただく予定となっている。広報文案は配布している内容のとおりである。

2 交通安全運動のポスター掲示

市庁舎をはじめ、従前どおり市内の全ての教育機関、金融機関、ガソリンスタンド等、約66の事業所に合計100枚程度の啓発ポスターを配布し、市民への周知活動にご協力をいただく予定としている。

3 のぼり旗の設置

「交通安全運動実施中」を周知する黄色いのぼり旗を運動期間中、市役所本庁舎・第二庁舎前、各駅周辺を中心に設置する。

これにより、ドライバー、歩行者、自転車利用者等全ての市民に交通安全運動が実施されていることを周知したいと考えている。

4 市報・ホームページ、ココバス車内による広報

市報「こがねい」9月1日号及び市ホームページを活用して、広報していきたいと考えている。また、小金井市コミュニティバス「COCOバス」車内にも掲示する予定である。

なお、本日チラシを配布しているが、来る9月7日（土）午後2時より「秋の全国交通安全運動市民のつどい」が小金井 宮地楽器ホールにて実施される予定となっている。これは秋の全国交通安全運動のプレイベントとして、本日までご出席いただいている小金井警察署並びに管内交通安全協会が中心となり、毎年春は国分寺市、秋は小金井市で開催しているものである。

また、自転車シミュレーターによる交通安全教室も同ホール内にて12時から16時まで開催予定となっている。

どなたでも可能となっているので、委員各位もお誘い合せの上、ぜひご参加いただきたい。

【会 長】

各委員より、何かご質問等はないか。なければ(3)スタントマンを活用した自転車安全教室及び(4)高齢運転者による安全運転支援装置の購入・設置の補助について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

スタントマンを活用した自転車安全教室について報告する。テレビや映画で活躍しているプロのスタントマンが実際に発生した交通事故を再現し、目の前でそれを疑似体験することにより交通安全を心掛けるようになる。この安全教室を受講し、将来ハンドルを握るようになった時事故を起こさぬよう、安全運転を行うドライバーとなるよう長期的スパンの交通安全プログラムである。市内中学生について3年を1サイクルで実施しており、市立中学校5校に通う中学生は在校中に必ず受講できることとなる。なお、今年度は10月に東中学校、緑中学校を対象としている。一般向け交通安全教室の開催要望が多いことから、開催校へ一般の見学ができるよう依頼予定である。委員の皆様におかれても実際に事故再現が行われるため、ぜひご覧いただきたい。

高齢運転者による安全運転支援装置の購入・設置の補助について説明する。

東京都の補助制度となるため、市としては周知活動を積極的に行ってまいりたい。高齢者による交通事故は大きな社会問題となっており、東京都による緊急対策として開始された。安全運転支援装置を購入する際に1割の負担で設置・購入できるよう事業者に対して当該費用の9割を補助する制度となる。先月末から受付が開始されており、東京都ホームページにより取り扱い業者一覧が確認できる。おおむね3万円から5万円程度の商品が多いようである。社会問題となっている高齢運転者の事故が、このような装置で一件でも多く未然に防げればと考えている。委員の方々におかれても周知活動していただけたらと考えているところである。

【会 長】

以上で事務局からの報告は終了となる。何かご質問等はないか。なければ(5)その他について事務局から説明をお願いします。

【事務局】報酬の支給、次回開催について説明

【会 長】

以上で本日の議題はすべて終了となる。

これで令和元年度第1回小金井市交通安全推進協議会を終了させていただきます。

令和元年

秋の小金井市交通安全運動

9月21日(土)～30日(月)

推進要領(案)

～世界一の交通安全都市 TOKYO を目指して～

交通ルールを正しく守りましょう！
交通マナーを実践しましょう！

9月30日(月)は 交通事故死

ゼロ を目指す日です。

小 金 井 市
小金井市交通安全推進協議会

第1 目 的

交通安全運動をきっかけに、市民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組に参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的としています。

第2 スローガン

世界一の交通安全都市 T O K Y O を目指して

第3 期 間

- 1 令和元年9月21日(土)から30日(月)までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(月)

第4 主催機関

小金井市
小金井市交通安全推進協議会
警視庁小金井警察署
小金井警察署管内交通安全協会
関係機関及び団体

第5 運動の重点

- 1 子供と高齢者の安全な通行の確保
- 2 高齢運転者の交通事故防止
- 3 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 5 飲酒運転の根絶
- 6 二輪車の交通事故防止
- 7 自転車の安全利用の推進

第6 具体的な推進要領

1 運動の重点に対する推進要領

(1) 子供と高齢者の安全な通行の確保

【子供】令和元年6月末時点で、都内での中学生以下の子供の交通事故死者数は1名となっています。

家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none">○基本的な交通ルールやマナーを守ることについて、保護者の皆様からお子様に対して繰り返しの注意喚起を行いましょよう。○保護者や周囲の大人が交通ルールを守り、子供のお手本となりましょよう。
運転者は	<ul style="list-style-type: none">○子供の事故は夕方、道路横断中、自転車乗車中に多く発生しています。これらを踏まえて思いやりのある運転をしましょよう。○特に住宅街や裏通りの交差点では、子供の飛び出しに注意しましょよう。
職場・学校 等では	<ul style="list-style-type: none">○職場では通学路を含めた子供が多く通る場所を確認し、注意して通行しましょよう。○学校では、日頃から交通安全について指導しましょよう。

【高齢者】令和元年6月末時点で、都内での高齢者(65歳以上)の交通事故死者数は全死者数の約37%を占めており、年齢層別では最多となっています。

家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none">○信号を守る、横断歩道を必ず渡るなどの基本的な交通ルールを守りましょよう。○外出時には、明るく目立つ服を心掛け、「反射材」を身に付けて、車の運転者に「自分の存在をアピール」しましょよう。
運転者は	<ul style="list-style-type: none">○高齢者を見かけたら、徐行するなど「思いやりのある運転」を心掛けましょよう。○高齢者の死亡事故は、歩行中が最も多く「ゆずり合い」の気持ちをもって運転しましょよう。
職場・学校 等では	<ul style="list-style-type: none">○広報誌(紙)等あらゆる媒体を活用して、高齢者を交通事故から守るための広報啓発活動を進めましょよう。

(2) 高齢運転者の交通事故防止

令和元年6月末時点で、都内での四輪運転中死者数は5人となっており、高齢者死者数は3人となっています。

家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none">○信号を守るなどの基本的な交通ルールを守りましょう。○高齢者の運転について、家族で話し合いましょう。
運転者は	<ul style="list-style-type: none">○運転に自信がなくなったり、家族から運転が心配と言われたら、運転免許証の自主返納を考えましょう。○セーフティ・サポートカー（いわゆる「サポカー/サポカーS」）の愛称がついた、安全運転を支援するシステムを搭載した車両の利用を考えましょう。
職場・学校 等では	<ul style="list-style-type: none">○広報誌（紙）等あらゆる媒体を活用して、高齢者を交通事故から守るための広報啓発活動を進めましょう。

(3) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

- ・夕暮れ時は、歩行中の交通死亡事故が増加する傾向にあります。
- ・自転車乗用中の交通事故は、交差点での出会頭が最も多く、安全不確認などの不注意に起因するものが目立っています。

家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none">○信号を守る、横断歩道を必ず渡るなど、交通ルールを守りましょう。○外出時には、明るく目立つ服を心掛け、「反射材」を身に付けて、車の運転者に「自分の存在をアピール」しましょう。
運転者は	<ul style="list-style-type: none">○トワイライト・オン運動の実施 日没より早めに前照灯を点灯し、夕暮れ時の交通事故を防止しましょう。○ヘルメットを着用し、見通しの悪い交差点や曲がり角では一時停止する等して、周囲の安全をしっかりと確認して運転しましょう。○幼児を幼児用座席に乗車させる際は、シートベルトを着用させましょう。
職場・学校 等では	<ul style="list-style-type: none">○警察署や自治体と連携して、自転車実技教室等を開催し、交通安全意識を高めましょう。○学校・職場では、東京都自転車安全利用指針等を参照して、今一度、交通ルールを確認しましょう。

(4) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルトの着用により、車外放出の危険性は約2分の1となり、後部乗員の致死率は約4分の1に減少となり、被害が軽減されます。

家庭・地域 では	○シートベルトとチャイルドシートの重要性を理解し、車に乗ったら必ず正しく着用するようにしましょう。
運転者は	○自分自身だけではなく、同乗者の大切な命を守るものです。前席も後席もシートベルトとチャイルドシートを着用させましょう。 ○全ての同乗者が正しく使用していることを確認してから運転しましょう。 ○6歳未満の子供はチャイルドシートの着用が義務づけられています。
職場・学校 等では	○事業所等の管理者は、日常点検等を通じて従業員に対し、全ての座席についてシートベルトの着用を指導・確認をしましょう。

(5) 飲酒運転の根絶

令和元年6月末時点で都内飲酒事故件数は74件となっており、いまだ根絶には至っていません。

家庭・地域 では	○アルコールの運転への影響や飲酒運転の罪の重さを再確認し、飲酒運転は絶対にやめましょう。 ○車を運転することを知りながら酒を勧めたり、飲酒している人に車を貸したり、飲酒運転の車に同乗することも犯罪です。
運転者は	○前日のアルコールが残っている場合があります。運転する前日は深酒を控えましょう。 ○「飲んだら乗らない・乗るなら飲まない」を厳守しましょう。 ○自転車も飲酒運転は厳禁です。
職場・学校 等では	○運行前には、運転者の体調を確認し、飲酒運転させないよう管理を徹底しましょう。 ○警察署と連携した講習会の開催など、飲酒運転が悪質な犯罪であることを指導しましょう。 ○自動車運送事業者は点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組を実施しましょう。

(6) 二輪車の交通事故防止

令和元年6月末時点での都内の二輪車（原動機付自転車を含む）乗車中の交通事故死者数は11人、総事故死者数54人の約2割となっています。

家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none"> ○二輪車で無謀運転、危険・迷惑行為をしないよう呼びかけましょう。 ○二輪車事故の占める割合が高いことなどについて注意喚起しましょう。 ○交通事故の責任や命の大切さについて話し合いましょう。
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> ○カーブの手前では十分に速度を落とすなど、自己の運転技量を過信することなく、事故防止に努めましょう。 ○ヘルメットを正しく被り、プロテクターで体を守りましょう。 ○車の運転手も二輪車の特性を理解して運転しましょう。
職場・学校 等では	<ul style="list-style-type: none"> ○警察署と連携した、二輪車教室を開催するなど、二輪車の特性を踏まえた安全運転を指導しましょう。

(7) 自転車の安全利用の推進

令和元年6月末時点で、市内での自転車乗車中の交通事故死者数は0となっています。しかし自転車関与事故件数は40件、事故総件数82件の約49パーセントとなっています。

家庭・地域 では	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車安全利用五則を実践して、交通ルールを遵守しましょう。 ○子供を自転車に乗車させる時は、乗車用ヘルメットを着用させましょう。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>自転車安全利用五則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外 2 車道は左側を通行 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 4 安全ルールを守る <ul style="list-style-type: none"> ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 ・夜間はライトを点灯 ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認 5 子供はヘルメットを着用 </div>
-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

運転者は	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車も車両です。信号や一時停止の標識を守りましょう。 ○販売店等で定期的に点検整備を受けるとともに、万が一の事態に備え損害賠償保険等に参加しましょう。 ○夕暮れ時には、早めにライトを点け、自転車が近づいて来ていることを、他の車両や歩行者などに知らせましょう。 ○二人乗り、並進、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等の危険な運転は絶対に止めましょう。
職場・学校等では	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車通勤する従業員がいる場合は、従業員が自転車を安全に利用できるよう、周知するよう努めましょう。 ○業務に自転車を使用する事業者は、従業員への研修、点検整備、保険加入しましょう。

自転車も交通事故を起こせば刑事上、民事上の責任が問われます。

自転車側の高額賠償例

- 歩道のない下り坂を走行、正面から歩いてきた歩行者と衝突。歩行者は意識不明。
(神戸地裁平成25年7月4日判決 約9,500万円)
- 夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行、歩行者に追突。歩行者は重度の後遺障害
(横浜地裁平成17年11月25日判決 約5,000万円)

※ 自転車についても、損害賠償保険等に参加しましょう。

2 主催機関の推進事項

主 催 機 関	推 進 事 項
小金井市	<ul style="list-style-type: none"> ○計画策定と実施に伴う会議の開催及び関係機関・団体との連絡調整 ○市報、ホームページ、広報車等の広報媒体を活用した積極的な広報活動の展開、市内鉄道駅周辺等に「交通安全運動実施中」ののぼり旗を設置する等、地域実態に応じた交通安全普及啓発活動 ○トワイライト・オン運動の推進
警視庁小金井警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○広報啓発活動及び交通安全教育の推進 ○交通街頭活動及び交通違反者の指導取締りの徹底 ○関係機関・団体との連携の強化
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○交通事故多発路線等における安全対策の推進 ○道路パトロール等を通じた交通安全施設の点検及び道路交通環境の整備 ○各種交通安全活動の推進と関連行事への積極的な参加 ○トワイライト・オン運動の推進

関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○自主的な交通安全活動と各種行事への積極的な参加 ○職員への周知徹底と飲酒運転根絶、自転車安全利用等の広報・啓発活動の推進 ○トワイライト・オン運動の推進
小金井警察署管内交通安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ○各種行事の開催による交通安全活動の推進 ○会員・関係団体との連携による街頭指導活動の推進 ○各種広報媒体を活用した積極的な広報活動 ○トワイライト・オン運動の推進
小金井市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校への運動の周知徹底と授業等での交通安全に対する意識付け ○各教育機関、P T A等への協力要請と緊密な連携による交通安全教育の推進及び街頭指導活動等の強化 ○各種広報媒体を活用した保護者への広報・啓発活動の推進 ○自転車の安全利用に関する普及啓発活動

小金井市交通安全推進協議会委員名簿

令和元年8月30日現在

No.	職名	氏名	備考(推薦団体等)
1	委員	平山 義典	警視庁小金井警察署 (署長)
2	委員	吹春 やすたか	小金井市議会 (議員)
3	委員	今枝 正一	東京消防庁小金井消防署 (署長)
4	委員	染谷 利三	日本郵便株式会社 (小金井郵便局長)
5	委員	浅野 智彦	小金井市教育委員会 (委員)
6	委員	延 毅彦	小金井市教育委員会 (市立小金井第四小学校長)
7	委員	塩原 真一	小金井市教育委員会 (市立南中学校長)
8	委員	白鳥 靖	都立多摩科学技術高等学校 (校長)
9	委員	村林 竹治	小金井市私立幼稚園協会
10	委員	鈴木 和明	小金井警察署管内交通安全協会
11	委員	小山 定男	小金井警察署管内交通安全協会
12	委員	星野 知子	小金井市悠友クラブ連合会
13	委員	土屋 和子	小金井市駅周辺放置自転車対策協議会
14	委員	信山 重広	武蔵小金井・東小金井駅連絡協議会
15	委員	渡辺 悟	東京むさし農業協同組合小金井支店
16	委員	山城 裕路	小金井市商工会 (理事)
17	委員	波多野 典子	小金井市商工会 (理事)
18	委員	村手 隆夫	(株)小金井自動車学校
19	委員	上原 貴	京王バス中央(株)府中営業所
20	委員	清本 秋男	(一社)東京都トラック協会多摩支部

※ 任期は令和2年4月30日まで

東京都小金井市交通安全推進協議会設置条例

昭和37年4月5日
条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、市内における交通道德の高揚と交通安全運動の推進ならびに交通環境の整備、改善および交通事故の防止を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため市長の附属機関として、小金井市交通安全推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、市長の諮問に応じ、必要事項の調査および審議もしくは答申または建議を行なう。

(組織)

第4条 協議会に次の役職員を置く。

会長 1名

委員 19名以内

幹事および書記 若干名

(会長の選任および権限)

第5条 会長は、委員の互選による。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を行なう。

(委員)

第6条 委員は、市内の各官公庁の職員、市内公立学校の教職員、民間団体の代表および学識経験者等の中から市長が委嘱する。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は委員の資格を失うものとする。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

(幹事および書記)

第8条 幹事および書記は、会長が委嘱する。

2 幹事および書記は、会長の命を受け、協議会の事務を処理する。

(招集)

第9条 協議会は、必要の都度会長が招集し、会長が議長となる。

(定足数および表決)

第10条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(報酬および費用弁償)

第11条 委員は、報酬および公務により出張したときは、費用弁償として旅費を受けることができる。

2 前項の報酬および費用弁償の額ならびに支給方法については、別に定める。

(補則)

第12条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営その他必要事項に関しては、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年秋の全国交通安全運動広報文（案）

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

9月21日から30日までの10日間、秋の全国交通安全運動が行われています。

交通事故の多くは、交通ルール、マナーを守らなかったために起きています。交通ルールを守り、交通安全の輪を街いっばいに広げて、交通事故をなくしましょう。

「世界一の交通安全都市T O K Y Oを目指して」 （スローガン）

市民の皆さん

飲酒運転による悲惨な交通事故が後を絶ちません。少しでもお酒を飲んだら絶対に運転をしないでください。また飲酒運転をしようとしている人がいたら、どうか周りの人が注意をしてやめさせてください。

「飲んだら乗らない 車もバイクも自転車も」

二輪ライダーの皆さん

二輪車による交通事故が増えています。スピードの出しすぎや、無理な追い越しは大変危険です。また、交差点やカーブの手前では十分にスピードを落とすなど、安全な走行に心掛けましょう。

「ちょっと待て 無理なすり抜け 事故のもと」

ドライバーの皆さん

子どもと高齢者の歩行中の事故が増えています。子供や高齢者の動きに注意し、徐行や十分な間隔を保持し、思いやりのある運転をしましょう。

日が暮れるのが早くなります。日没より早めにライトを点灯し、夕暮れ時の交通事故を防ぎましょう。

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

ただ今、秋の全国交通安全運動が行われています。

よい子の皆さん

車は急に止まれません。道路に飛び出すのは絶対にやめましょう。道路を渡る時は、必ず止まって左右をよく見て車が止まるのを確認してから渡りましょう。

「知ってるよ いつもの道でも みぎ ひだり」

自転車でご通行中の皆さん

自転車の交通事故が増えています。

二人乗り、傘差し、スマートフォン使用やイヤホン使用で音楽を聴く等の危険な運転は絶対にやめましょう。

自転車は車道が原則、歩道は例外、車道を走る時は左側を通行しましょう。信号無視、スピードの出し過ぎなどは交通違反です。

歩道は歩行者が優先です。注意し、ゆっくり走りましょう。

放置自転車は、歩行者や車椅子の通行に大変迷惑となりますので絶対やめましょう。

「歩道では 歩行者優先 忘れずに」

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

ただ今、秋の全国交通安全運動が行われています。

高齢者の皆さん

お年寄りの交通事故が増えています。事故にあってしまったお年寄りの多くが、長い経験から「自分は交通事故に遭わない」と思い込んでいます。

自分の運転を再確認して、少しでも不安があったら、運転免許の自主返納を考えましょう。

ご家庭でも、自主返納について話し合しましょう。

安全運転を支援する、セーフティ・サポートカーの利用も考えましょう。

「免許証を 返す勇気が ふせぐ事故」

ドライバーの皆さん

シートベルトを締めていますか。シートベルトを締めていればケガも防げた、という交通事故が後を絶ちません。助手席はもちろん、後部座席もシートベルトを締めてください。シートベルトは、「あなたや家族を守る命綱」です。車に乗ったら先ずシートベルト、そして、小さなお子様には、必ず体格にあったチャイルドシートを正しい方法で着用しましょう。

「締めようよ 命のベルト 全席で」

～高齢運転者による安全運転支援装置の 購入・設置を補助します～

<令和元年度 東京都高齢者安全運転支援装置設置補助制度のご案内>



安全運転支援装置*の販売・設置を行う事業者に対し、
東京都が費用の9割（1台につき10万円まで）を補助します。

*ペダル踏み間違い等による急加速抑制装置としての機能を有するもの

都内在住の高齢運転者の方は、
取扱い事業者の店舗で、装置を
1割の負担で購入・設置できます。

<高齢運転者の要件は、裏面をご参照ください。>

【装置費・設置費の合計（税込）】**

都から事業者への補助 ： 9割（上限10万円）	本人負担 ： 1割
----------------------------	--------------

**故障個所の修理・補修や改良・改造等の費用は除く

購入・設置までの流れ

ご希望の方は、取扱事業者*の店舗にご相談ください

*事業者の一覧・連絡先は東京都都民安全推進本部HPに掲載しています

<http://www.tomin-anken.metro.tokyo.jp/kotsu/kakusyutaisaku/koureisha/hojokin/tomin>

東京都 安全運転支援装置 検索



店舗で、車の状態や要件を確認します。設置日をご予約ください。

予約日にご本人が来店し、免許証・自動車検査証*をご提示のうえ、
申込書をご記入ください。 *店舗で写しを取らせていただきます。

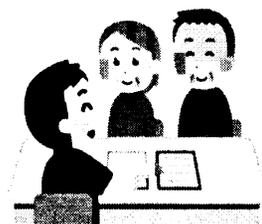
店舗にて本人確認ののち、装置を販売・設置し
使用方法をご説明します。

本人負担分の金額を、その場でお支払いください

対象となる都民の方の要件

＜次に掲げる要件をすべて満たす必要があります＞

- ☑ **都内在住で、令和元年度中に70歳以上となる方
（昭和25年4月1日以前に生まれた方）**
- ☑ **有効な運転免許証を有すること。**
- ☑ **自動車が、**
 - ・安全運転支援装置を設置することが可能であること。
 - ・自動車検査証の「**自家用・業務用の別**」に**自家用**と記されたもの
- ☑ **自動車検査証上の「所有者の氏名又は名称」又は「使用者の氏名
又は名称」に記載されている氏名と、高齢者の運転免許証に記載され
ている氏名が同一であること。**
氏名が同一でない場合は、**自動車検査証上の「所有者の住所」
又は「使用者の住所」と、運転免許証に記載の住所が同一であること。**



※このほか、以下についてご誓約いただく必要があります

- ・自動車税の滞納がないこと。
- ・転売を目的とした設置ではないこと。
- ・装置を設置する自動車は個人の用に供するものであること。
- ・暴力団員等でないこと。 など

【「東京都高齢者安全運転支援装置設置補助制度」に関するお問い合わせ先】

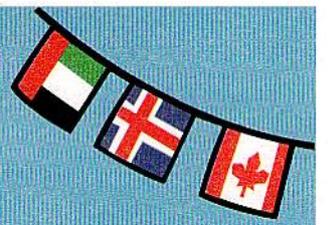
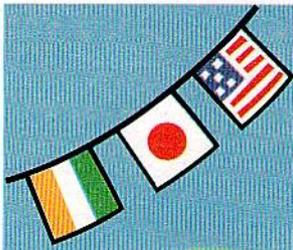
東京都 都民安全推進本部

総合推進部 交通安全課

電話 03-5321-1111

内線 21-799

※ 装置の対応車種、性能や在庫状況等は、取扱い事業者にお尋ねください



秋の全国交通安全運動

“市民のつどい”



14:00~

開式



2019年
9月7日(土)
14:00~16:00

小金井宮地楽器ホール
(大ホール)

13:00から開場
入場無料

♪ 14:30~



交通少年団 鼓笛隊生演奏

交通少年団の子供たちが、
一生懸命に演奏します!

14:40

小金井コレクション リフレクター ファッションショー



反射材の効果を生かしながら、オシャレに! 気軽に!
反射材を身にまとい、交通事故防止を提案する、
ファッションショーです!!

15:00~

人気ヨガ講師による

ストレッチ体操

「のび猫ストレッチ猫になりたいなら」の著者、池田美香先生がやってくる!

会場の皆様が簡単にできる体操をして、リフレッシュ!

15:20~

星川映美子 歌謡ショー



♪【プロフィール】

星川映美子さんは、地元小金井市のご出身で、ソフト演歌から歌謡ポップスまで、ジャンルを問わず、歌い上げ、歌声に乗せて、皆様に微笑みをお届けします!

主催: 小金井警察署・小金井警察署管内交通安全協会
共催: 小金井市・国分寺市
《問合せ》

小金井警察署 交通総務係
電話042-381-0110 (内線4112)
小金井警察署管内交通安全協会
電話042-381-7145

